

中土佐町自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている町内で自動車運送事業を営む中小企業に対し、予算の範囲内において、中土佐町自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、経済活動を支えることを目的とする。その交付に関しては、中土佐町補助金等交付規則(平成18年中土佐町規則第37号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者のうち、本町の区域内を含む路線を定めて定期に運行する事業を行うもの
 - (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行うもの（福祉輸送のみを行う者を除く。）のうち、町内に営業所を有するもの
 - (3) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を行うもののうち、町内に営業所を有するもの
 - (4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を行うもののうち、町内に営業所を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が中土佐町暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第32号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する対象者 令和4年4月から令和4年12月における本町の区域内を含む路線に係る（交付対象者が町内運行のために購入した燃料（ガソリン、軽油、液化石油ガスその他自動車運行に必要な燃料をいう。以下「交付対象燃料」という。）交付対象燃料の合計に対し、1リットル当たり10円を乗じた額とする（1事業者当たり上限20万円）。
 - (2) 前条第1項第2号に規定する対象者 令和4年4月から令和4年12月における運行に係る交付対象燃料の合計に対し、1リットル当たり10円を乗じた額とする（1事業者当たり上限20万円）。
 - (3) 前条第1項第3号及び第4号に規定する対象者 令和4年4月から令和4年12月における運行に係る交付対象燃料の合計に対し、1リットル当たり10円を乗じた額とする（1事業者当たり上限10万円）。
- 2 前項各号の複数に該当する事業者は、上限20万円とする。

(支援の条件)

第4条 支援金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 支援金に係る要綱等に従うこと。
- (2) 支援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの収入及び支出についての証拠書類を支援金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 中土佐町暴力団排除条例(平成22年12月22日条例第32号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、中土佐町自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)及び誓約書兼同意書(様式第2号)に、別表第一に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき支援金の額を決定し、中土佐町自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書(様式第3号)により、前条の申請をした対象者に通知するとともに、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 中土佐町暴力団排除条例(平成22年12月22日条例第32号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等に該当するとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

2 町長は、支援金の交付決定を取り消した場合において既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(情報の開示)

第8条 支援事業又は事業実施主体に関して、中土佐町情報公開条例(平成18年中土佐町条例第12号)に基づく開示請求があった場合は、第6条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された支援金については、第4条第2号、第7条及び第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

中土佐町自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

中土佐町長 様

申請者	法人名	
	代表者氏名	印
	所在地	
	電話番号	

下記のとおり中土佐町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金を交付願いたく、中土佐町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 交付申請額及び交付請求額

中土佐町公共交通事業者 燃料価格高騰対策支援金 交付申請（請求）額	_____ 0 × 10 円
	合計 _____ 円 (千円未満の端数は切捨て)

2 振り込み先（法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は代表者名義の口座を指定）

金融機関名		支店名									
種 別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他	口座番号 (左詰め)	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
フリガナ											
口座名義人											

※振込口座を「ゆうちょ銀行」に指定される場合、8桁目の「1」は口座番号欄に記載しないでください。

様式第2号（第4条関係）

誓約書兼同意書

令和 年 月 日

中土佐町長 池田 洋光 様

所在地

法人名

氏 名

印

当事業者は、中土佐町自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金を交付申請及び請求するにあたり、下記の誓約事項について誓約するとともに、同意事項にも同意いたします。

なお、万が一、本誓約事項に虚偽・違反等が発覚した場合、当該支援金認定の取消及び補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

記

【誓約事項】

- （1）交付申請内容、燃料費の事業使用割合について虚偽はありません。
- （2）申請時において事業を経営しており、当該支援金受給後も引き続き当該事業を継続します。

【同意事項】

- （1）当事業者は、中土佐町自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金の交付に必要な税情報について、町が調査することに同意します。

※同意事項の確認は本支援金の交付申請書兼請求書の提出日以降に行います。

様式第3号(第5条関係)

令和 年 月 日
第 号

所在地

代表者名

中土佐町自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、中土佐町自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金に対し、下記の条件を付して金 円を交付する。

中土佐町長

記

条 件

- 1 支援金等は、申請に係る支援事業に使用し、目的以外の経費に流用してはならない。
- 2 支援事業を廃止し、又は中止する場合は、町長の承認を受けること。
- 3 支援事業により取得し、又は効用を増加した財産は、他に譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保にしてはならない。
- 7 上記の条件に違反し、又は中土佐町補助金等交付規則の定めに違反した場合は、支援金等の全部又は一部につき、これを返還させることがある。

その他

この支援金等の交付の内容又は条件に不服があるときは、7日以内に申請の取り下げをすることができる。

別表第一（第4条関係）

申請書に添付する必要書類	
1	運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書等のいずれかの写し
2	対象車両の車検証の写し
3	購入した燃料に関する請求書または領収書等の燃料の内訳（購入場所、購入日、購入量等）が分かるもの
4	申請者の身分証明書の写し（運転免許証やマイナンバーカードの写し等）
5	確定申告書類の写し※ ¹
6	その他町長が必要と認める書類

※¹ 確定申告書の提出にあたっては、必ず申告済のものをご用意ください。